

令和7年度 大学推薦奨学金への申請方法

財団が運営する奨学金のうち、給付型で、かつ大学に推薦枠が提示された（「横浜市立大学からは〇名推薦してください」との指定がある）ものについて、推薦候補者を決定するために学内選考を行います。

（１）の申請条件を満たす者で、経済的困窮度が高い者から推薦します。学部生対象、大学院生対象、〇〇県出身者対象、併給不可等、財団ごとに条件が異なりますので、「令和7年度 大学推薦奨学金一覧」で申請条件等をよく確認してください。

（１）申請条件

品行方正、学業優秀でありながら学資の援助を受ける必要があると認められ、かつ以下①～⑤すべてに該当する者

- ① 給付型の奨学金を受給または受給を予定していない者（日本学生支援機構の給付奨学金は除く）
- ② 留年中でない者
- ③ 休学中、または休学予定がない者
- ④ 修業の見込みがある者
- ⑤ その他、学生の本分に反していない者

（２）申請書類

*** 申請書は本学 Web サイトからダウンロードしてください。**

- ① 令和7年度 大学推薦奨学金 応募申請書（証明写真(4.0cm×3.0cm)を貼付してください）

【「申請する奨学金」を記入する際の注意事項】

- ・「令和7年度 大学推薦奨学金一覧」で申請条件等を満たしているか必ず確認してください。
申請条件等を満たしていない場合は申請することはできません。
申請開始前（グレー網掛け）の財団は参考情報として昨年の情報を掲載しています。申込開始前は「申請する奨学金」欄に奨学金名を記入することはできません。
- ・大学で推薦後、財団が実施する選考の結果、奨学生として採用されない場合があります。

- ② 成績に関する証明書 【コピー不可】

【新入生】高等学校発行の調査書または出身大学発行の成績証明書（評定平均 4.0 以上が申請の目安です）

【在学生】最新の成績証明書（GPA2.6 以上が申請の目安です）

- ③ 住民票（発行から3か月以内のもの、同一生計者全員分を提出） 【コピー不可】

同一生計：同居・別居問わず、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている状態。
地方に暮らす生計維持者から生活費や学費の援助を受けている場合は、生計を共にする家族全員分の住民票が必要です（同一住所の家族は1枚にまとめた形式で提出してください）。

- ④ 「生計維持者」の収入に関する証明書 【コピー可】

生計維持者：父母（父母ともいる場合は2人とも）としています。父母いずれかの場合は、当該の父または母のみとなります。父母ともいない場合は、代わって家計を支えている人（たとえば祖父母等）になります。（生計維持者の合計所得が年収500万円以下程度が申請の目安です）

(3) 収入に関する証明書

① 市区町村の発行する令和6年度課税・非課税証明書（原本）【全員必須】

（令和5年の所得がわかるもの）

- * 収入の有無に関わらず生計維持者（父母ともいる場合は2人とも）の市区町村が発行する令和6年度の課税・非課税証明書が必要です。
- * 市区町村によっては金額欄にアスタリスクが表示され金額が確認できない場合があります。収入がない場合でも、金額欄に「0」が表示された証明書をご用意ください。アスタリスク表示の証明書は書類不備となります。
- * 令和6年度の所得が分かる証明書は必要ありません。

② 以下 A～F の証明書 【生計維持者の状況に応じていずれかの書類を提出してください】

生計維持者の状況	提出書類	備考
A 給与所得者	令和6年分源泉徴収票コピー	勤務先が発行するもの
B 自営業等 確定申告者	令和6年分確定申告書(控)コピー	税務署の受付印があるもの
C 令和6年～本年4月までに転職・失業・退職・廃業した方	< 転職 > 令和6年の年収見込み証明書、または勤務先が発行する直近3か月分給与明細書等のコピー < 失業・退職 > 雇用保険受給資格者証（表裏コピー） < 自営業の廃業 > 廃業証明証	該当する方は、 早めにご相談ください。 失業の場合 失業保険金額が分かるもの 失業給付を受けていない場合 離職票
D 生活保護受給世帯	生活保護受給決定通知書コピー	福祉事務所発行、受給予定額の分かるもの
E 老齢・遺族・障害年金受給者	年金振込通知書コピー	日本年金機構発行
F 無収入 (A～Eに該当しない場合)	別添様式「無収入自己申告書」	生計維持者が記入

【参考】証明書の例

- ・ 生計維持者が父と母で、父：会社員、母：専業主婦の場合

⇒ 父：課税・非課税証明書、A 源泉徴収票コピー 母：課税・非課税証明書、F 無収入自己申告書

- ・ 生計維持者が父と母で、父：自営業、母：会社員

⇒ 父：課税・非課税証明書、B 確定申告書(控)コピー 母：課税・非課税証明書、A 源泉徴収票コピー

(4) 申請書類の提出期限及び提出方法

提出期限：奨学金により異なります。大学推薦奨学金一覧で確認してください。

提出方法：申請書類一式を郵送してください。

<送付先> 〒236-0027 神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学 学生支援課学生担当あて

* 書類は折らずに封筒に入れてください。

* 封筒のオモテ面に「大学推薦奨学金 申請書類在中」と朱書きで記入してください。

※郵送のみで書類受付を行います（特定記録等、追跡できる郵送方法を推奨します）。

各キャンパス窓口では書類の受付は行っていません。

※申請期限が奨学金により異なりますので、申請を希望する方は早めに準備してください。

なお、応募書類は返却しません。

(5) 選考方法及び選考結果の通知

■一次選考（書類） 結果は YCU メールに通知します。

通知日は奨学金により異なりますので、大学推薦奨学金一覧で確認してください。

■二次選考（面接）※一次選考通過者のみが対象

結果は YCU メールに通知します。

通知日は奨学金により異なりますので、大学推薦奨学金一覧で確認してください。

二次選考（面接）について

面接日は次のとおり予定していますが、奨学金によって実施日が異なります。

実施日は大学推薦奨学金一覧で事前に確認してください。

時間は大学が指定します（変更不可）ので、当日の予定を必ず空けておいてください。

※面接は zoom で実施予定です。（面接所要時間：15 分程度）

☐ 4 月 18 日（金） 18：00 ～ 21：00

☐ 5 月 12 日（月） 18：00 ～ 20：00

(6) 学内選考後の流れ

※推薦候補者に決まった場合は必ず確認してください。

財団指定の書類受取



各財団による選考



奨学生として採用

学生担当窓口で書類を渡しますので、指定する期限までに書類を作成し、提出してください。

財団によっては PC で作成可能な場合もありますので、その場合はデータを送ります。

短い期間で書類の作成、提出が必要になりますので注意してください。

また、奨学金によって提出書類が異なります。大学推薦奨学金一覧に指定様式等で提出が必要な書類を掲載していますので参考にしてください。

書類選考のみの場合と書類選考通過後に面接選考が実施される場合があります。

採用後の手続きは一部の財団を除き、各財団を通して行われますので、メールはこまめに確認してください。財団によっては、1 年ごとに継続の手続きがある場合もあります。

(7) 申請時の注意事項

- ① 財団への提出書類作成、準備等は自己の責任で行ってください。(提出は大学経由)
- ② 提出期限後の書類提出は一切受取りません。また、期限までに提出書類がすべて揃わなかった場合や、一部の書類で不備があった場合は選考できませんので注意してください。
- ③ 選考途中であっても申請内容・資格等に虚偽、その他不適格であると認めた場合は無効となります。
- ④ 大学の指定する書類提出、面接指定時刻等は厳守してください。特に推薦候補者が指定する期限までに各財団の指定書類を受領及び提出しない場合は辞退とみなし、次点者を推薦します。
- ⑤ 財団によっては応募の際に健康診断証明書が必要な場合があります。必ず大学の健康診断を受診してください。健康診断証明書は保健管理センターに申請が必要です。即日発行ではありませんので、推薦者になった場合は速やかに申請し、学生担当まで提出してください。
- ⑥ YCU メールアドレスに個別で連絡することがありますので、必ず携帯電話等への転送設定をしてください。
- ⑦ 大学で推薦後、各財団が実施する選考の結果、奨学生として採用されないことがあります。
- ⑧ 奨学生と採用された場合は、大学の代表として採用されます。万が一、採用後に廃止や採用取消等となった場合、今後大学への推薦依頼そのものがなくなったり、支援を打ち切られたりする等、他の奨学生や後輩にまで不利益を与えることとなりますので、責任をもって行動してください。

ご家族の皆様へ大学からのお願い

奨学金は学生本人名義で申請し、貸与・給付終了までの手続きは学生本人が行います。まずは、案内を良くお読みいただき、ご不明な点がございましたら、学生本人から問合せをするようにご家族の皆様からご指導をお願いいたします。

原則として学生本人以外からの問い合わせにはお答えしておりませんので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【事務担当】	金沢八景キャンパス 学生支援課 学生担当
【窓口取扱時間】	平日 8:45~17:00 (授業期間外: 15:00 まで)
【E-mail】	gakusei@yokohama-cu.ac.jp